

令和7年4月から

農地の貸借方法が変わります！

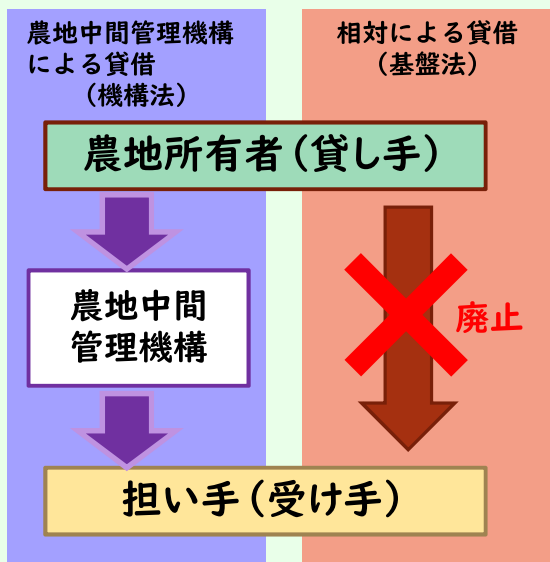
農業経営基盤強化促進法（以下：基盤法）の改正に伴い「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止されることから令和7年4月（地域計画策定後）からの農地の貸借は「**農地中間管理事業（農地中間管理機構を介した農地貸借）**」になります。

利用権設定事業（市町村が作成する農地利用集積計画）での**相対による農地貸借**は、目指すべき農地利用の姿を示した「地域計画（目標地図）」に基づく**農地中間管理機構（京都府農業会議）**に介した貸借に移行します。

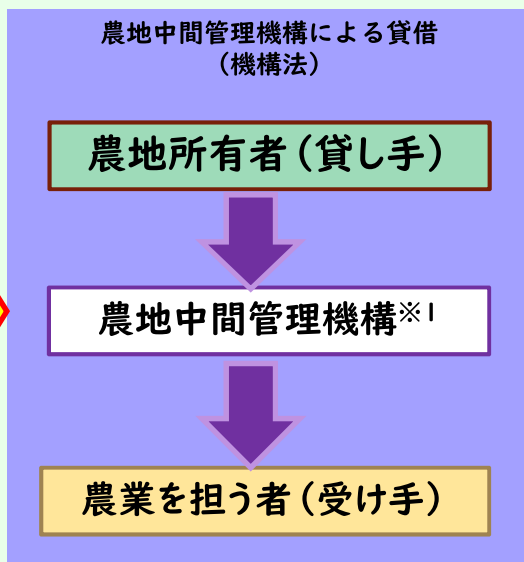
貸借の受付は、引き続き八幡市（農業振興課または農業委員会事務局）において行います。

従来の**相対で行われていた貸借の更新を行う場合**、農地の受け手が「地域計画（目標地図）」に掲載されていれば、引き続き農地中間管理機構を介して貸借を行うことができます。掲載がない場合でも「地域計画（目標地図）」を見直すことで貸借を行えます。

これまでの農地貸借



地域計画策定後の農地貸借



★ **すでに契約されている相対契約については期間満了日までが有効となります。**

★ **地域計画策定後の農地の貸借は、農地法第3条に基づく手続きでも行えます。**

※1 農地中間管理機構とは担い手農家等への農地の集積・集約化を進めるために、法律に基づき都道府県知事が指定し、都道府県に一つ設置される農地の中間的受け皿となる組織です。京都府では「一般社団法人京都府農業会議」を指定しています。

法改正により従来の相対契約による利用権設定は、**廃止**されます！

貸し手用控

廃止される利用権設定の申請用紙

農用地利用集積計画明細書(公告「写」)

貸し手(A) <small>(利用権を設定する者)</small>	(住所)			(氏名)	借り手(B)の経営等の概況	備考			
借り手(B) <small>(利用権を設定される者)</small>	(住所)	この計画に同意します		(氏名)	年齢 (才) 性別 (男・女) 農業従事日数(日)				
貸し借り(利用権設定)をする土地(C)				貸し借り(利用権設定)の内容(D)					
所 在	地番	地目	面積 (㎡)	(A)以外の権利者がある場合(氏名、権利の種類および印)	利用目的 (作目等)	存続期間	借 賃	借賃の支払期日 および支払方法	その他 約束事項など
※ この貸し借りについては期間満了をもって自動的に終了し、離作料の補償は伴いません。									
								告示日	年 月 日

農地の貸し借りについて、令和7年度からは、「貸し手」「借り手」と、「地域の話し合い」による3者合意が必要になります。
 利用権設定は、農業委員会、市町村、農業会議(農地中間管理機構)が間に入り貸借契約事務を行い、市町村長が認可します。

令和7年4月からの利用権設定の流れ

